

令和 4 年 3 月 1 6 日

川 俣 町 条 例 第 2 号

川俣町再生可能エネルギー発電設備の適正な配置及び維持管理に関する条例

(目的)

第 1 条 この条例は、再生可能エネルギー発電設備が生活環境、景観その他自然環境に及ぼす影響に鑑み、設備の適正な設置及び維持管理に関して必要な事項を定めることにより、災害の発生を防止し町民の生命及び財産の保護を図るとともに、良好な生活環境と自然環境を保全することを目的とする。

(基本理念)

第 2 条 本町における美しい自然環境、魅力ある景観及び良好な生活環境は、これまで先人が大切に守り育ててきた町民全体の共通財産であり、この環境を将来の世代に引き継いでいくために、町民、事業者、土地所有者等及び町が協働して、その保全及び活用が図られなければならない。

(定義)

第 3 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 再生可能エネルギー発電設備

再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成 23 年法律第 108 号。）第 2 条第 2 項に規定する再生可能エネルギー発電設備のうち、同条第 3 項第 1 号に規定する太陽光、同項第 2 号に規定する風力及び同項第 5 号に規定するバイオマスを再生可能エネルギー源とする設備及びその附属設備（送電に係る電柱等を除く。）をいう。なお、この条例における再生可能エネルギー発電設備には、系統用蓄電池（電力系統に直接接続する蓄電池をいう。）を含むものとする。

(2) 再生可能エネルギー発電事業

再生可能エネルギー発電設備（以下「設備」という。）を設置（これらを設置するために行う樹木の伐採、土地の造成等による形質の変更を含む。）又は当該設備による発電を行う事業をいう。

(3) 事業者

再生可能エネルギー発電事業（以下「事業」という。）を行う者をいう。

(4) 事業区域

事業を行う一団の土地（継続的又は一体的に事業を行う土地を含む。）をいう。

(5) 土地所有者等

事業区域に係る土地の所有者、占有者及び管理者をいう。

(6) 地元自治会

町又は字の区域その他町内の一定の区域に住所を有する者が、地域を共同で運営することを目的として組織した自治組織（以下「自治会」という。）であって、その区域に事業区域を含む自治会及び事業に伴って生活環境等に影響が及ぶおそれのある自治会をいう。

(7) 近隣住民

事業により影響を受けるおそれがある区域に居住する者及びこれらの区域に所在する法人その他の団体並びに土地若しくは建物等を所有し、又は使用する者をいう。

(8) 地元関係者

地元自治会及び近隣住民をいう。

（町の責務）

第4条 町は、第1条に定める目的及び第2条に定める基本理念にのっとり、この条例の適正かつ円滑な運用が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

（事業者の責務）

第5条 事業者は、事業の実施にあたり、関係法令、関係ガイドライン及びこの条例を遵守し、地域との共生に支障を生じさせないように、事業が災害及び自然環境、景観、生活環境に与える影響について適正に精査し、災害防止及び自然環境、景観、生活環境の保全に十分配慮したうえで、地元関係者との良好な関係を保つよう努めなければならない。

2 事業者は、設備の適切な設置及び維持管理に努めるとともに、計画的に資金を積み立てることその他の方法により、設備を維持管理及び撤去するための必要な費用を確保し、事業を終了する場合は速やかに設備を撤去しなければならない。

3 事業者は、事業の実施に伴い事故等が発生した場合、又は地元関係者と紛争が生じた場合は、自己の責任において誠意をもってこれを解決し、再発防止のための措置を講じなければならない。

(町民の責務)

第6条 町民は、第1条に定める目的及び第2条に定める基本理念にのっとり、町の施策及びこの条例に定める手続きの実施に協力するよう努めなければならない。

(土地所有者等の責務)

第7条 土地所有者等は、災害の発生を助長し、又は良好な自然環境、景観及び生活環境を損なうおそれのある事業者に対して、当該土地を使用させることのないように努めなければならない。

(適用事業)

第8条 この条例の規定は、事業に適用する。ただし、電気事業法（昭和39年法律第170号）第38条第1項及び電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号）第48条第1項及び第2項に規定する小出力発電設備である場合を除く。

(事前協議)

第9条 事業者は、本町において事業を計画するときは、あらかじめ町長と協議しなければならない。

2 町長は、前項の規定による協議があったときは、事業者に対して必要な指導又は助言を行うことができる。

(地元関係者に対する説明)

第10条 事業者は、次条に規定する届出を行う前に、地元関係者に対して、当該届出に係る事業計画について説明会を開催しなければならない。

2 前項の規定による説明会の開催にあたっては、事業者は、事業計画について地元関係者の理解が得られるよう努めなければならない。

3 地元関係者は、第1項の規定による説明会を開催した事業者に対し、説明会が開催された日から起算して14日以内に、事業計画に対する意見を記載した書面（以下「意見書」という。）を提出することができる。

4 前項の規定による意見書の提出があったときは、当該事業者は、意見書の提出があった日から起算して14日以内に、当該意見書を提出した地元関係者に対して、

当該意見書に対する見解を示した書面（以下「見解書」という。）を提出し、協議しなければならない。

- 5 前項の規定による見解書を提出するときは、当該事業者は、地元関係者に対してその内容を説明し、当該地元関係者が理解できるよう十分に努めなければならない。

（事業の届出）

第11条 事業者は、事業を実施しようとするときは、当該事業に着手しようとする日の60日前までに、次に掲げる事項を町長に届け出なければならない。

- （1） 事業者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
 - （2） 事業を実施するための工事の着手予定日及び完了予定日
 - （3） 事業区域の所在地及び面積
 - （4） 事業の内容
 - （5） 設備及び事業区域の保守点検及び維持管理方法
 - （6） 事業終了後における設備の撤去及び処分の方法
 - （7） 第9条第2項に規定する指導に対する見解書
 - （8） 地元関係者への説明会に係る経過及び報告書
 - （9） 他法令による許認可等を受けている場合はその認可書の写し
 - （10） 前各号に定めるもののほか、町長が必要と認める事項
- 2 事業者は、前項の規定により届け出た事項に変更が生じたときは、速やかにその旨を町長に届け出なければならない。

（同意）

第12条 事業者は、事業を実施しようとするとき、又は実施している事業を変更しようとするときは、町長の同意を得なければならない。

- 2 町長は、地元関係者の意見を尊重するとともに、事業者の手続きが適切であつて、事業計画が自然環境、景観及び良好な生活環境の保全に支障がないと認めるときは、事業について同意するものとする。
- 3 町長は、前項の規定により同意するときは、必要な条件を付することができる。

（事業の実施に係る届出）

第13条 事業者は、次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ町長に届け出なければならない。

- (1) 事業に着手するとき。
- (2) 事業を中止するとき。
- (3) 中止していた事業を再開するとき。
- (4) 事業を終了するとき。

(維持管理及び報告)

第14条 事業者は、保守点検等の計画に基づき適切に設備の管理を行うとともに、異常が確認されたときは、速やかに必要な対策を講じなければならない。

2 事業者は、自然災害又は人為災害により、事業区域及びその周辺に被害が発生するおそれがあるとき、又は発生したときは、直ちに必要な対策を講ずるとともに、町長に報告しなければならない。

3 前項に規定する場合のほか、事業区域の周辺地域の生活環境に影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、町長は、設備の維持管理状況について、事業者に対し適宜報告を求めることができる。

(稼働状況に関する報告)

第15条 事業者は、設備の稼働状況及び設備の撤去及び処分に係る費用の積立状況について、年1回、町長に報告しなければならない。

(設備の廃止)

第16条 事業者は、事業を終了するときは、関係法令に基づき、設備を事業区域に放置することなく速やかに撤去するとともに、自らの責任において適正に処分しなければならない。

2 事業者は、設備の撤去が完了したときは、撤去完了後30日以内に町長に届け出なければならない。

(立入調査等)

第17条 町長は、この条例の施行に必要な限度において、事業者に対し報告若しくは資料の提出を求め、又は職員を事業区域に立ち入らせ、当該事業に関する事項について調査させ、若しくは関係者に質問させること（以下「立入調査等」という。）ができる。

2 前項の規定による立入調査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

3 第1項の規定による立入調査等の権限は、これを犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

(指導、助言又は勧告)

第18条 町長は、必要があると認めるときは、事業者に対して、必要な措置を講ずるよう指導又は助言を行うことができる。

2 町長は、次の各号のいずれかに該当するときは、事業者に対して、期限を定めて必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(1) 第11条第1項又は第2項に規定する届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

(2) 第12条第1項に規定する同意を得ずに設備の設置工事に着手したとき。

(3) 第14条第1項又は第2項に規定する必要な対策を講じなかったとき。

(4) 第16条第2項に規定する届出をせず、若しくは虚偽の届出をし、又は同条第1項に規定する設備の撤去若しくは適正な処分を行わなかったとき。

(5) 事業者が前条第1項に規定する立入調査等を拒み、妨げ若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の答弁をしたとき。

(公表)

第19条 町長は、前条第2項に規定する勧告を受けた事業者が、正当な理由なく勧告に従わないときは、事業者の名称及び所在地並びに当該勧告内容を公表することができる。

2 町長は、前項の規定により公表を行うときは、あらかじめ事業者に対してその理由を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

(事業の承継)

第20条 相続、売買、合併又は分割等により、事業を承継した者は、承継の日から30日以内に、その旨を町長に届け出なければならない。

(委任)

第21条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、令和４年４月１日から施行する。

附 則（令和８年川俣町条例第１４号）

この条例は、公布の日から施行する。